

第10期春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

第10期春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（令和9年度～11年度）の策定に向けた基礎調査として、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」等の分析業務及び計画策定業務について、事業者による業務委託をするにあたり、その事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

（1）委託業務名

第10期春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託

（2）履行期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

（3）委託業務内容

別添「仕様書」のとおり

（4）予定価格

9,350,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、春日部市契約規則（平成17年規則第126号）を遵守した上で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、複数の者による共同参加は認めない。

（1）令和7・8年度春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿の「その他の業務」に登載されている者で、次の要件を満たす者であること。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

②春日部市契約規則（平成17年規則第126号）第15条の規定により入札の参加資格の排除を受けていない者であること。

③告示日以後に、春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（令和3年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- ⑤民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- ⑥告示日以後に春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 24 年 4 月 1 日施行）に基づく参加除外を受けている期間がないこと。
- （2）仕様書に定める業務を実施することができること。
- （3）「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の策定業務及び「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」並びに「在宅介護実態調査」の分析業務に関する契約を締結し、履行した実績のある者であること。
- （4）JISQ15001（プライバシーマーク）または同等の認証を取得していること。
- （5）提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

4 スケジュール（予定）

内容	期間等(予定)
告示	令和 7 年 6 月 2 日（月）
実施要項等の公表	令和 7 年 6 月 2 日（月）～6 月 2 5 日（水）
参加意思確認書の提出	令和 7 年 6 月 1 1 日（水）午後 5 時 1 5 分
質問書の受付（電子メール）	令和 7 年 6 月 1 1 日（水）午後 5 時 1 5 分
質問への回答（電子メール）	令和 7 年 6 月 1 8 日（水）午後 5 時 1 5 分
参加申込書、提案書等の提出	令和 7 年 6 月 2 5 日（水）午後 5 時 1 5 分
第 1 次審査（書類審査）	令和 7 年 6 月 2 6 日（木）～7 月 3 日（木）
第 1 次審査結果	令和 7 年 7 月 4 日（金）
第 2 次審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 7 月 1 0 日（木）
第 2 次審査結果	令和 7 年 7 月 1 7 日（木）
選定業者との協議	令和 7 年 7 月 1 8 日（金）～2 9 日（火）
契約締結	令和 7 年 7 月 3 0 日（水）

5 実施要項等の公表

- （1）公表期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）から令和 7 年 6 月 2 5 日（水）まで

(2) 公表場所

春日部市公式ホームページによりダウンロード可能

6 参加意思確認書の提出

(1) 提出書類

第10期春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託
公募型プロポーザル参加意思確認書（様式1） 1部

(2) 提出期限

令和7年6月11日（水）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出場所

春日部市役所福祉部高齢者支援課

(4) 提出方法

原則、電子メール（ファックス、郵送、来庁による窓口提出も可）
来庁の場合には、事前に日時を連絡すること。

(5) 受領書等の送付

提出書類の受領及び「3 参加資格」の確認を行ったのち、提出者あてメール
にて受領書（様式7）を送付する。

7 質問及び回答

プロポーザルに関する説明会は開催しない。質問等がある場合は、次により行うものとする。

(1) 公募型プロポーザルに関する質問書（様式8）の提出

①提出期限

令和7年6月11日（水）午後5時15分まで（必着）

②提出方法

電子メールで提出するとともに、受信確認のための電話をすること。

提出にあたっては、件名及びファイル名について「第10期計画_質問書_【会社名】」とすること

③アドレス

korei@city.kasukabe.lg.jp

(2) 質問への回答

参加意思確認書を提出した全ての者に、令和7年6月18日（水）午後5時1

5分までに、電子メールで回答する。なお、質問を行った事業者名等は公表しない。

8 参加申込書等の提出

別添「仕様書」等の内容を踏まえ、以下のとおり提出すること。

(1) 提出部数

8部（原本1部及び審査用7部）。審査用はコピー可とする。

(2) 提出期限

令和7年6月25日（水）午後5時15分まで

(3) 提出場所

春日部市役所福祉部高齢者支援課

(4) 提出方法

原則、郵送。来庁による窓口提出も可とする。（ファックス、電子メールは不可）

来庁の場合には、事前に日時を連絡すること。

(5) 受領書の送付

提出書類の受領後、提出者あてにメールにて受領書（様式9）を送付する。

(6) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

提出書類	
1	第10期春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託 公募型プロポーザル参加申込書【様式2】 ・原本に代表者印を押印すること。写しには押印不要。
2	会社概要書（任意様式） ・パンフレット可
3	同種業務実績等調書【様式3】 ・過去6年間の「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」等の実績について記載すること
4	業務実施体制調書【様式4】 ・この業務における業務推進体制を記載すること
5	予定担当者等の経歴等【様式5】 ・予定担当者等の経歴等を記載すること

	・全ての技術者について作成し、記載した資格・表彰等について証明する書類の写しを添付すること
6	第10期春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託公募型プロポーザル企画提案書【様式6】 ・任意様式で作成する場合、サイズはすべてA4判とする。 ・企画提案書には業務スケジュールを記載すること。
7	JISQ15001（プライバシーマーク）等の認証取得を証する書類の写し
8	参考見積書・内訳書（任意様式） ・原本にのみ、代表者印を押印すること ・見積もり金額は、消費税額を除いた額とすること ・作業項目別に分けた内訳書を添付すること ・見積もり金額が予定価格を超える場合は、失格とする

（7）注意事項

- ①プロポーザルの提出に必要な費用は、全額提出者負担とする。
- ②提出書類に虚偽の記載をした場合、当該プロポーザルを無効とする。
- ③提出された書類の提出期限後の差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- ④提出された書類の内容について電話等で問合せをする場合がある。
- ⑤提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることができる。
- ⑥提出物は審査にのみ使用し、公表しない。また、返却することもない。

9 選定方法

受託業者の選定は、参加資格に該当する事業者からの公募により、委託業務に係る提案書等の提出を受け、内容の審査を行ったうえで、総合的に優れた評価を得た者を契約予定事業者として選定する。

（1）第1次審査（書類審査）

- ①参加資格及び適格要件を満たしているか否か審査する。
- ②提出された「第10期春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託公募型プロポーザル参加申込書（様式1）」及び「見積書」を審査する。
- ③2次審査を実施する3者を選定する。ただし、評価第3位の者が複数いた場合は繰り上げとし、2次審査に4者進む場合がある。なお、参加申込者が3者以下の場合は、参加資格及び適格要件を満たしていれば、2次審査に進む

こととする。

【適格要件】

ア見積額が予定価格以下であること。

(注) 見積額が予定価格を超える場合は、本プロポーザル方式による選定において失格とする

イ参加申込書が期限内の提出であること。

(注) 期限を超過しての提出は失格とする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

①期 日：令和7年7月10日（木）（予定）

②場 所：春日部市役所内 ※時間・場所等詳細は後日通知

③出席者：出席者 3名以内

(注) 出席者のうち1名は、本業務に従事する予定技術者とする。

④実施時間：提出した提案書及び見積書に基づき20分以内のプレゼンテーションを行う。プロジェクターを使用する場合は、参加者が用意することとし、準備の時間は実施時間を含めるものとする。その後、質疑応答10分程度を予定。

⑤審査結果：1次審査、2次審査を評価し、最終的に最も優れた評価を獲得した1者を契約予定事業者として選定する。

(3) 評価基準

別紙「評価基準表」のとおり

10 選定結果の通知

- (1) 1次審査の選考結果は、締め切り後、速やかに電子メール（書面）にて通知する。
- (2) 1次審査（書類審査）通過者には、2次審査（プレゼンテーション審査）についてお知らせする。
- (3) 2次審査の選考結果は、審査後、速やかに電子メール（書面）にて通知する。
- (4) 審査結果についての異議申し立ては一切受付けない。

11 契約の締結

- (1) 本プロポーザルにより特定した選定結果後、最も優れた評価を得た契約予定事業者から提出された提案書の内容について修正協議を行い、必要により仕様書

の修正・追加を行う場合がある。なお、修正協議が不調の場合は当該事業者との契約を断念し、次点の契約予定事業者と協議する。

- (2) 提案書の協議後、速やかに契約予定事業者を相手方とし、契約するものとする。
ただし、その者が契約締結時までに前記3の参加資格を満たしていないことが判明した場合や、辞退その他の理由から契約締結が不可能となった場合には、次点の者と契約を行うものとする。
- (3) 参加事業者が1者の場合でも、審査の結果、契約予定事業者に選定と判断された場合には契約を締結する。

12 参加事業者（提案者）の失格

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- (3) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (4) 見積額が予定価格を超えている場合
- (5) 2次審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合

13 支払方法

成果品納品後、支払いする。(2回払い)

問い合わせ・連絡先

〒344-8577

埼玉県春日部市中央七丁目2番地1

春日部市福祉部高齢者支援課 長寿企画担当

TEL：048-736-1114

FAX：048-733-0220

メールアドレス：korei@city.kasukabe.lg.jp

評価基準表

【１次審査】（書類審査）

評価項目	点数
参加要件の審査	
実施要項 ３．参加資格(1)を満たしている	20
類似の業務実績がある	
JISQ15001（プライバシーマーク）又は同等の認証を取得している	
仕様書に定める業務を実施できる	
適格要件の審査	
見積額が予定価格以下である	10
参加申込書が期限内の提出である	
合 計	30

【２次審査】（プレゼンテーション審査）

評価項目	点数
業務の実施体制	
業務内容や関連する法令等について十分理解しているか	20
十分な知識と経験を有する者を配置し、連絡・相談体制が整っているか	
適切な工程管理が提案されているか	
個人情報の保護について十分に理解し、対応しているか	
業務の内容	
調査結果を多面的な視点で分析する提案をしているか	30
圏域ごとの特徴を把握しやすい分析方法等を提案しているか	
社会保障審議会の議論等から見える国の方向性を踏まえる内容となっているか	
春日部市の地域性（庄和北部、武里団地等）を考慮した内容となっているか	
課題解決に向けた方策や今後の事業展開等の提案があるか	
地域共生社会の実現に向け、他計画との具体的な連携に関する提案があるか	
積算額の妥当性	
過度・過少な積算をしていないか	10
必要な経費はすべて計上されているか	
加点項目	
仕様書以外に市が採用したいような企画提案があるか	10
合 計	70